

肝炎医療費助成システム用機器等の賃貸借契約に係る一般競争入札の実施

公 告

肝炎医療費助成システム用機器等の賃貸借契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

令和7年7月16日

秋田県知事 鈴木 健 太

1 入札に付する事項

(1) 賃貸借事業名

肝炎医療費助成システム用機器等の賃貸借契約

(2) 借入物品名及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 9式

詳細については、別紙仕様書に記載する

(3) 借入物品の仕様等

別紙肝炎医療費助成システム用機器等の賃貸借契約に係る仕様書のとおり

(4) 納入期限

令和7年8月28日（木）

(5) 賃貸借期間

令和7年9月1日から令和12年8月31日まで

(6) 借入物品の設置場所

別紙仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び賃貸借仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号010-8570 秋田市山王4丁目1番1号

秋田県健康福祉部保健・疾病対策課（電話番号018-860-1427）

(2) 入札説明書及び賃貸借仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、令和7年7月16日（水）から同年7月25日（金）までの期間、随時交付する。

4 入札執行の日時及び場所

令和7年8月5日（火）午後2時

秋田県庁本庁舎 地下1階 財産活用課入札室

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。）第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の無効

規則第166条に規定するところによる。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(4) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び賃貸借仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(5) その他

詳細は入札説明書による。

この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3及び長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約であるため、契約にかかる歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約を解除することがある。